

車体の形状	構造要件	留意事項
保線作業車	<p>線路又は軌道上の復旧作業若しくは応急作業のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 線路又は軌道上の復旧作業又は応急作業に必要な資機材を収納する棚等の設備を有すること。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。